著作権譲渡契約書

●●株式会社（以下、「甲」という。）と●●株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が有する著作権の乙に対する譲渡に関し、次のとおり契約（以下、「契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　甲は、乙に対し、令和●年●月●日付で、甲の著作物（以下、「本著作物」という。）の著作権（著作権法２７条及び２８条に規定する権利を含むがそれらに限られない。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

第２条（譲渡代金）

１　本著作物の譲渡代金は、●●円（税別）とする。

２　乙は、令和●年●月●日限り、甲の指定する口座に振り込み送金する方法により支払うものとする。なお、振り込み送金に関する費用は、乙の費用とする。

第３条（著作者人格権）

甲は、本著作物について著作者人格権を行使するときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

第４条（保証）

　甲は、本著作物が第三者の著作権を侵害していないことを保証する。

第５条（著作権の登録）

　甲は、乙が本著作権の譲渡の登録をしようとする場合、これに協力する。ただし、登録の費用は、乙の負担とする。

第６条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

（１）本契約に定める条項に違反があったとき

（２）監督官庁より営業許可の取消し等の行政処分を受けたとき

（３）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（４）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき

（５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

（６）会社の解散、合併、分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

（７）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項の規定により解除権を行使する者は、相手方の責めに帰すべき事由の有無を問わず、解除権を行使することができるものとする。

第７条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害を賠償する責任を負う。

第８条（反社会的勢力の排除）

１ 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

（１） 次に掲げる事項に該当しないこと

イ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

ロ 役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（２） 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（３） 不当な要求行為をしないこと

（４） その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２ 甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３ 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない

第９条（合意管轄）

本契約に関連する訴訟については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１０条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

　本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各字１通を保有する。

令和●年●月●日

甲　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印